

令和漁業法下の資源管理について

令和漁業法と 水産資源管理

漁業者の憲法「漁業法」の変更

現行漁業法

第1章	総則	
第2章	漁業権及び入漁権	削除
第3章	指定漁業	削除
第4章	漁業調整	
第5章		
第6章	漁業調整委員会等	
第7章	土地及び土地の定着物の使用	
第8章	内水面漁業	
第9章	雑則	
第10章	罰則	

新漁業法

第1章	総則	
第2章	水産資源の保存及び管理	新設(TAC法)
第3章	許可漁業	
第4章	漁業権及び沿岸漁場管理	新設
第5章	漁業調整に関するその他の措置	
第6章	漁業調整委員会等	
第7章	土地及び土地の定着物の使用	
第8章	内水面漁業	
第9章	雑則	
第10章	罰則	

TAC:年間漁獲可能量算定について

- データの正しさについて

(米国の場合、水産資源に関するデータを収集する調査船の漁網の使い方が不適切であったことを明らかにしたことでデータの信ぴょう性に一段と疑いが強まるという事件が発生)

- モデルについて

(過去の数値を使ってモデルを推計しているので予想外の事象が発生すると予測精度が下がる、説明変数をすべて入れ込めるわけではない)

TAC:配分問題について

- 配分問題

大臣管理区分と都道府県管理区分

(沿岸漁業者が望む大臣許可漁業の過剰漁獲封じになるか?)

都道府県間

来遊していたが採捕しなかった水域への新規配分
産卵・幼魚生息域の増殖への協力への動機づけ

- 上流・下流問題

- 特定水産資源について資源が増えたときの配分方法

米国沖合の 水産資源管理

米国の漁業制度をみるときの前提

- 米国憲法修正第10条により、州政府は連邦政府の下部組織ではなく、州政府の主権が及ぶ範囲では独自に水産資源の保全管理について定めている
- 基線から3海里までは、沿岸の州政府が管轄
- 排他的経済水域を連邦政府が管理
- マグナソン・スティーブンス法 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act (以下、MS法)) は外国船を排除するために立案された (米国は外国漁船を追い払うという国家の合意がある)

米国沖合の漁業制度について

- 沿岸漁業の資源管理制度は、各州政府ごとに異なる
- 米国沖合の資源管理の根拠法は、MS法
- MS法のなかでも地域ごとの配慮規定がある（例えば、ニューイングランド）⇒IQ導入の際は許可を持つ者の3分の2を超える賛成が必要

Magnuson–Stevens **Fishery** Conservation and Management Act

Fishery = 漁業？

Fishery = 資源 と読むとわかりやすい。

The term “**fishery**” means—

- (A) **one or more stocks of fish** which can be treated as a unit for purposes of conservation and management and which are identified on the basis of geographical, scientific, technical, recreational, and economic characteristics; and
(B) **any fishing for such stocks.** (16U.S.C. § 1802(13))

Fisheryの定義は、以下を意味する。

- (A) 保存・管理の目的のために1単位として扱うことができ、かつ、地理的、科学的、技術的、娯乐的、経済的特徴に基づいて認識される水産動植物の1以上の資源(stocks)、
(B) これらの資源を捕ること(fishing)

fishing

fishing = 漁業？

fishing = 水産動植物を捕まえること
と読むとわかりやすい。

The term "fishing" means—

- (A) the catching, taking, or harvesting of fish;
- (B) the attempted catching, taking, or harvesting of fish;
- (C) any other activity which can reasonably be expected to result in the catching, taking, or harvesting of fish; or
- (D) any operations at sea in support of, or in preparation for, any activity described in subparagraphs (A) through (C). (16U.S.C. § 1802(16))

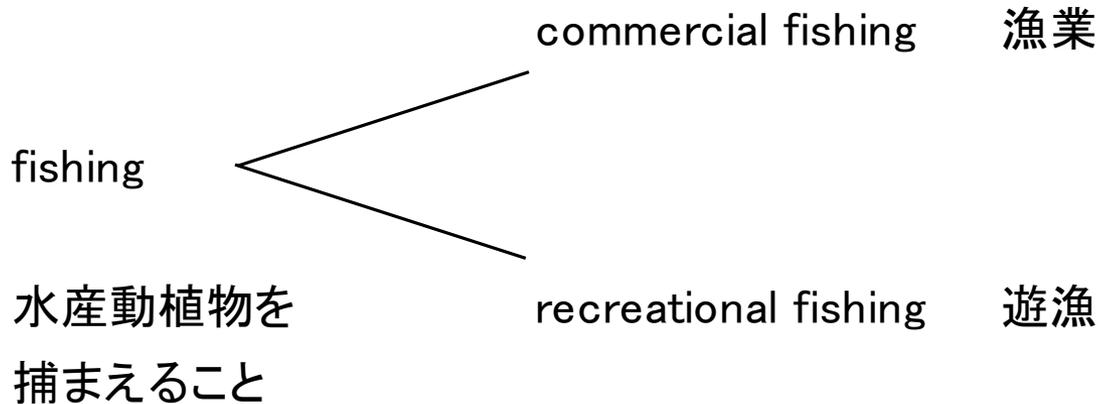
The term "fishing" means—

- (A) the catching, taking, or harvesting of fish;
- (B) the attempted catching, taking, or harvesting of fish;
- (C) any other activity which can reasonably be expected to result in the catching, taking, or harvesting of fish; or
- (D) any operations at sea in support of, or in preparation for, any activity described in subparagraphs (A) through (C).

fishingの定義は、以下を意味する。

- (A) 水産動植物を捕まえること
- (B) 水産動植物を捕まえる試み
- (C) 水産動植物を捕まえる結果になるであろうことを合理的に予想できるその他の活動
- (D) (A)から(C)までのいかなる活動を進め、あるいは同活動に備えた海での操業

commercial fishing = 漁業



The term “**commercial fishing**” means fishing in which the fish harvested, either in whole or in part, are intended to enter commerce or enter commerce through sale, barter or trade.

漁業とは、商取引、あるいは販売、物々交換、業者との取引を通じた商取引を意図して水産動植物の一部、または全部を漁獲することを意味する。

一方、令和漁業法の漁業の定義

第二条 この法律において「漁業」とは、水産動物の採捕又は養殖の事業をいう。

組織概要

米国沖合の水産資源管理に携わる組織
(連邦商務省)

商務長官 The Secretary of Commerce	海洋大気庁(NOAA)の海洋資源局 National Marine Fisheries Service(NMFS) 商務省の一機関
-----------------------------------	---

評議員の任命

水産資源管理計画の審査、承認
(国家基準と一致しているか)

指針の作成

(各水域)

水産資源管理委員会 Regional Fishery Management Council(8水域・沖合)	科学統計部会 Scientific and Statistical Committee
---	---

専門的助言

EEZの資源評価、管理、保護
水産資源管理計画の認可等の事務

水産資源管理計画の策定・改定
漁獲量、個別割当制度の導入など
について議決

筆者作成

(注)太線は商務省、二重線は各水域の水産資源管理委員会

地域水産資源管理委員会

- ・議決権のある委員は、①地元の州知事に選ばれた州政府の水産職員、②地元の海洋資源局の責任者、③州知事が作成した漁業者、遊漁者の候補者の名簿から商務省長官が選んだ人々。
- ・委員の訓練制度がある。
- ・委員の資産などについて情報公開制度がある。
- ・会議は公開。関係者は出席して口頭あるいは書面で意見を言うことができる。

国家基準

第1規範「保存管理措置は、国内の各漁業における最適生産量を長期的に達成しながら、過剰漁獲を防止するものでなくてはならない。」

第2規範「保存管理措置は、**入手可能な最良の科学的情報**に基づくものでなければならない。」

(日本貿易振興機構(2010)「平成21年度 米国の水産資源管理をめぐる最近の動向」)

国家基準

第4規範「保存管理措置は、異なる州の住民の間に**差別的な扱いをしてはならない**。国内のさまざまな立場の漁業者に漁業を行う権利を付与することが必要になった場合においては、このような権利の付与は、(A)**すべての漁業者に対して公正、平等なもの**でなければならない。(B)保存措置が促進されるよう適切に計算されたものでなければならない。(C)特定の個人、企業や団体が、過剰な権利を獲得しないような方法によって行われなければならない。」(日本貿易振興機構(2010)「平成21年度 米国の水産資源管理をめぐる最近の動向」)

国家基準

第8規範「保存管理措置は、この法律の保存規定（過剰漁獲の防止および枯渇魚種の回復を含む）との整合性を確保しつつ、第2項の要件に合致した経済的、社会的情報を活用することにより、(A)共同体 (fishing community) の継続的な参加を可能とするとともに、(B)可能な範囲で共同体に与える経済的悪影響を最小限に抑えるため、共同体にとっての漁業資源の重要性を考慮したものでなくてはならない。」(日本貿易振興機構(2010))

一方、令和漁業法の漁村

(運用上の配慮)

第一百七十四条 国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

資源管理計画の策定

- 水産資源管理計画で水産資源が過剰に漁獲されてきたと推論する基準を書き表し、過剰漁獲された資源の回復方法を導入することが求められている。
- 商務長官は連邦議会に水産資源について年報を提出し、現在過剰漁獲された資源または、過剰漁獲されている状況に近づいている資源を特定する責任が課せられている。
- 地域水産資源管理委員会は過剰漁獲をより効率的に防止し、資源を回復するための草案を1年以内に作成する義務を負っている。→科学統計部会の意見が通る

Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized,"

University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1 , Article 5.

Available at: <http://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5>

漁獲規制厳格化の後に

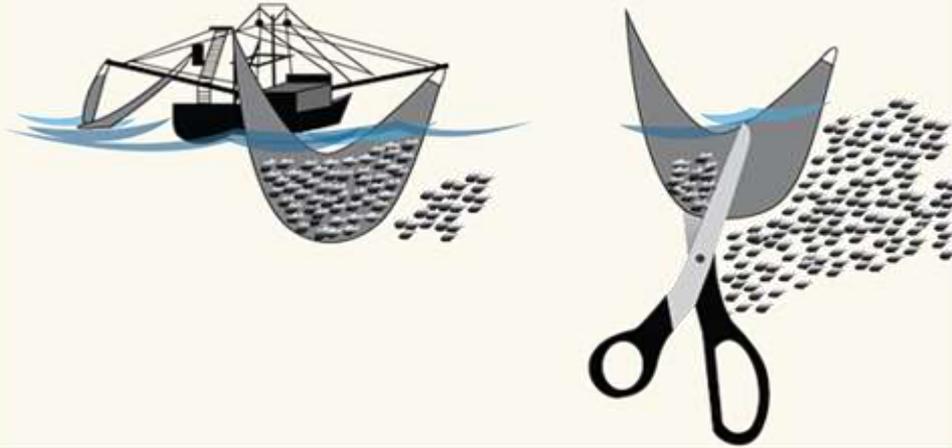
- (不満を持つ) 漁業者は自分達が提供したデータで自分達の操業が縛られていると感じている
- (不満を持つ) 漁業者は訴訟を起こす
- (故意か、意図せざる結果か?) 漁業者の漁獲報告が信用できない場合も増える⇒過少報告に
- 資源回復計画に柔軟性がないことが問題になる

2016国家基準の指針の変更

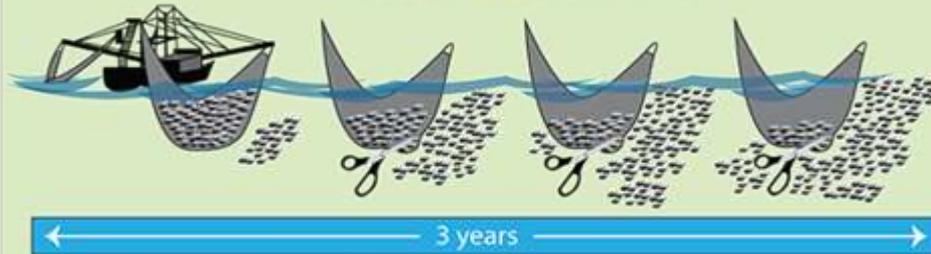
段階的削減

Phased-in Limits

BEFORE NS1 revision: Catch limit immediately reduced to lowest level



AFTER NS1 revision: Catch limit gradually reduced to lowest level*

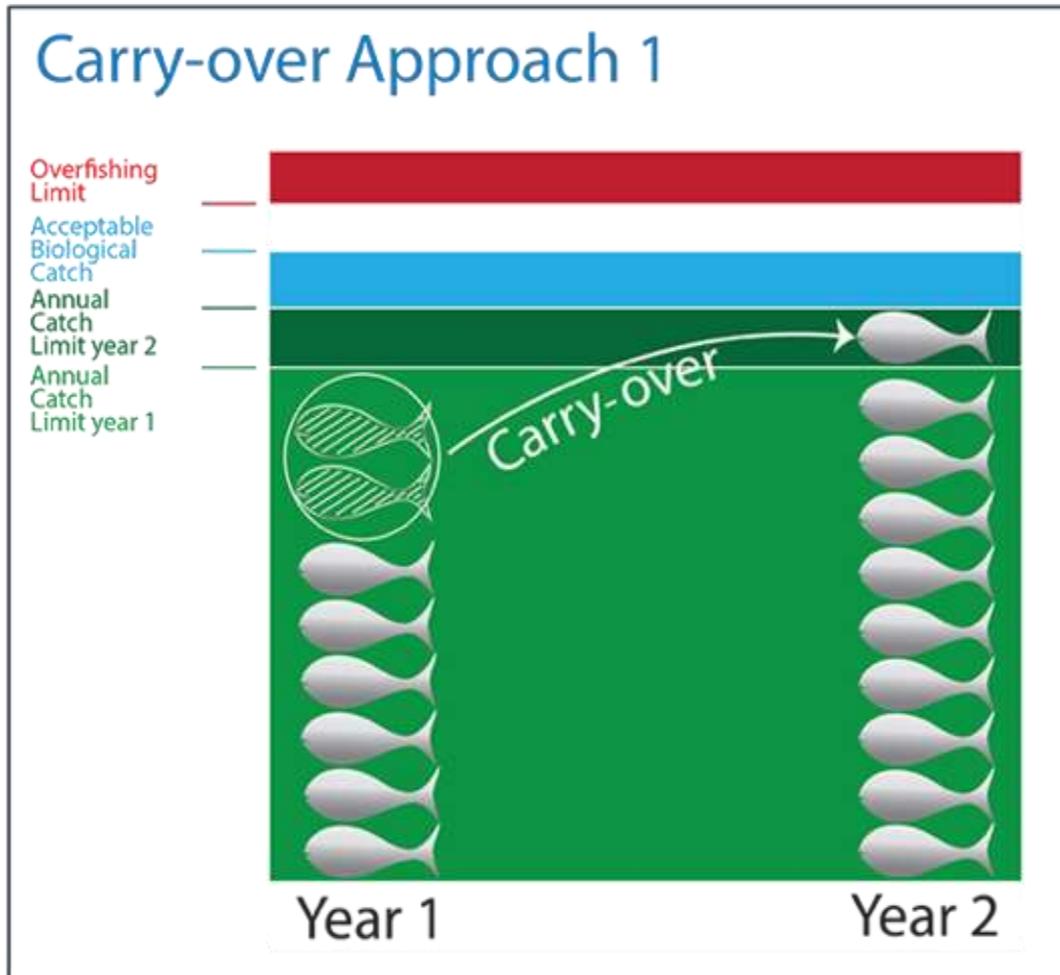


*As long as overfishing is prevented

(資料) 米国商務省海洋大気庁海洋資源局
<https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines>

国家基準の指針の変更

未消化分の繰り越し



日本では、「繰り越し」が明文化されていませんが、行われていると聞いています。

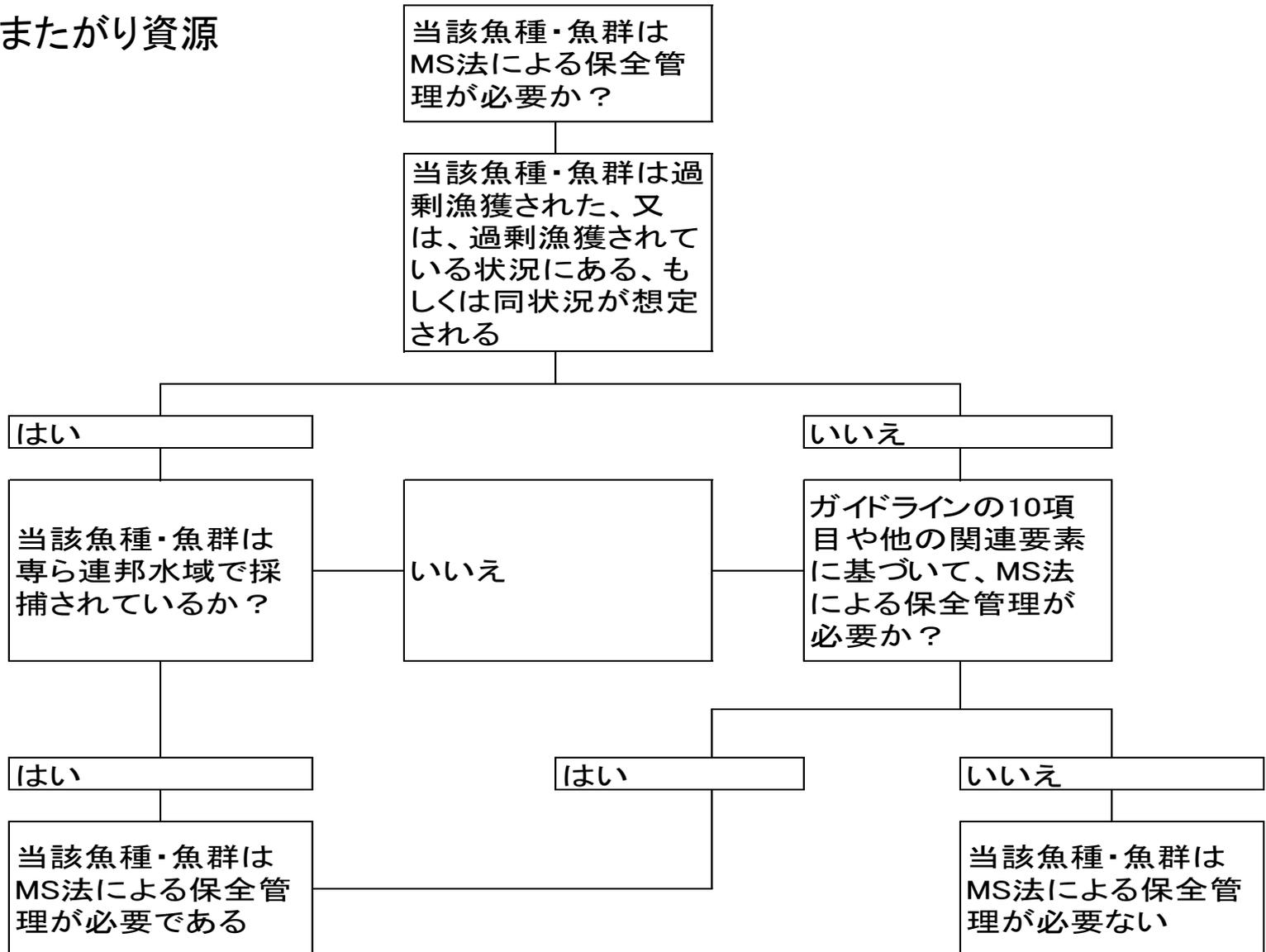
(資料) 米国商務省海洋大気庁海洋資源局
<https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines>

沿岸漁業への配慮

- 実際に州政府と連邦政府の水域にまたがって生息、または、採捕される水産資源が資源計画の対象となった場合でも、漁船や遊漁船への指導、監督などは州政府が行う。
- 漁獲枠について州政府分が割当てられても、「州管理漁業における漁獲量が連邦政府の想定する量よりも多かった際には、翌年の全体のACLおよび連邦政府管理漁業のACLが減らされるという形で調整が行われる。」阪井 裕太郎(2020)「米国の沿岸漁業ではどうしているか」八木信行編『水産改革と魚食の未来』恒星社厚生閣、112～126頁

国家基準の指針の変更

またがり資源



ニューイングランドの事例

- ・ニューイングランド水産資源管理委員会は北東複合魚種水産資源管理計画（タラなど）を策定。厳しい漁獲制限を実施。
- ・漁獲量融通制度（Catch Share）も導入した。
- ・しかし、資源量は回復せず、温暖化が原因なのではといわれている。

漁業者の漁獲可能量算定への疑い

- ・資源評価の際の標本採取は極端に少ない場所からであり、その結果、標本数が少なく、水産資源の数を正確に把握できていない。
- ・彼らは私たちが彼らに渡した情報、漁獲報告を使い、私たちが魚を捕る海域を封鎖した。

Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1 , Article 5.

Available at: <https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5>
(2020年10月12日最終アクセス)

漁業者の個別割当への意見は・・

**CATCH SHARES aka ITQ'S aka RESOURCE THEFT:
or Catch Shares Are illegal**

漁獲量融通、別名ITQ、別名資源泥棒は違法

Dick Grachek, Mystic CT

“GROUND FISH CATCH SHARE COMMENTS”

<https://a.msip.securewg.jp/docview/viewer/docNE5E11E1A7FF7efb91164d769783f219470906705b92180f8ff0e3e4bbca23d912ff29507eabf>

あまり語られていない現実は、

- アメリカで食べられている魚介類の9割が輸入である。
- ニューイングランドではタラの漁獲量が制限されているため、漁業者はサメを捕っているが、米国では消費されず、地元経済も潤わない。

Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1 , Article 5.

Available at:

<https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5> (2020年10月12日最終アクセス)

改正案(H.R.1335)

- (Sec. 4) To distinguish between fish that are depleted due to fishing and those that are depleted for other reasons, the term "depleted" replaces the term "overfished" throughout the MSA.
- (第4章)採捕によって激減した水産動植物とその他の理由により激減した水産動植物を区別するため、マグナソン・スティーブンス法において「過剰漁獲した」を「激減した」という言葉へ置き換える。

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1335>

改正案(H.R.1335)

- (Sec. 5) Councils may consider changes in an ecosystem and the economic needs of the fishing communities when setting annual catch limits (ACLs).
- (第5章) 地域水産資源管理委員会は、年次漁獲可能量を定めるとき、生態系の変化及び共同体の経済的必要性を考慮することができる。

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1335>

改正案(H.R.1335)

- (Sec. 6) When issuing an annual report on the status of fisheries, the National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA) must distinguish between fisheries that are depleted as a result of fishing and fisheries that depleted as a result of factors other than fishing.
- (第6章)水産資源の状況に関する年報を提出する場合は、海洋大気庁は採捕により激減した水産資源と採捕以外の要素により激減した資源を区別しなければならない。

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1335>

改正案(H.R.1335)

- (Sec. 7) Each Council's scientific and statistical committee must develop advice provided to the Council in a transparent manner and allow for public involvement in the process.
- (第7章) 地域水産資源管理委員会の科学統計部会は透明性の高い方法で同委員会に提供する助言を策定し、その過程で大衆の参加を認めなければならない。

<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1335>

改正案(H.R.1335)

- 改正案は、年ごとに資源回復のための方法を変化させることを認めることにより、最新の科学を使うことができ、そのため、結局はよりよい方法を使うことができる。
- 改正案は、様々な海洋状況、水揚げ状況の違い、資源の地域的な違い、地元の共同体への影響などを認め、次回の改正まで頑として変化しない科学的方法の代わりに、より柔軟で進化した科学を許すのだ。

Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1 , Article 5.

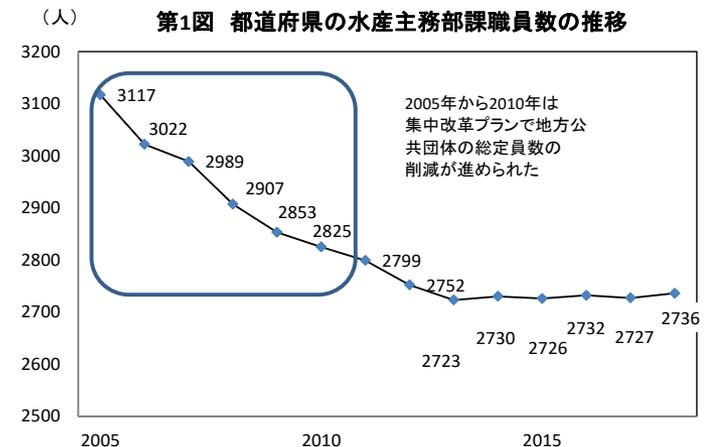
Available at: <https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5> (2020年10月12日最終アクセス)

都道府県への
しわ寄せ

なぜ？

- 欧米式漁業制度の負の側面が十分に議論されないのか？⇒同じ間違いを犯してしまう

- 新制度を遂行することの費用対効果など現実的な問題が提示されないのか？
⇒現場にしわ寄せがくるのでは



(資料) 総務省「地方公共団体定員管理調査」

(注1) 海面のある都道府県のみ集計した。

(注2) 「地方公共団体定員管理調査」の「水産業一般」のみを集計した。「水産業一般」とは、漁業調整取締、漁場整備、水産技術の改良普及、その他水産業に関するもので「漁港」と「試験研究養成機関」を除いたものを指す。

漁業法の変更内容と都道府県に新たに加わる業務

第1表

漁業法の変更内容		都道府県の業務(一部)
(1) 新たな資源管理システムの構築	資源管理の基本原則	都道府県資源管理方針の策定(新規)
	漁獲可能量(TAC)の決定	漁獲についての報告を収集、漁業者への助言等(※)
	漁獲割当て(IQ)の設定	知事管理区分における漁獲割当て(IQ)の設定、管理(新規)
(2) 漁業許可制度の見直し		知事許可漁業に伴う許可の交付などは継続
(3) 漁業権制度の見直し	海区漁場計画の策定プロセスの透明化	海区漁場計画の策定時に利害関係者の要望聴取・結果の公表(新規)
	漁業権を付与する者の決定	既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用しているか判断等(新規)
	漁場の適切かつ有効な活用の促進	漁業権者からの報告を確認(1年に1度以上)、指導等(新規)
	沿岸漁場管理	沿岸漁場管理の指定、沿岸漁場管理規程の確認等(新規)
(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮		内容不明
(5) その他		海区漁業調整委員会委員の公選制廃止に伴う選定手続等(新規)

(資料)水産庁(2019)「水産政策の改革について(改正漁業法等の制度運用)」一部抜粋

※特定水産資源の魚種の拡大に伴い、業務が増加

いただいた御意見

①水産資源をTAC・IQ管理していくうえでの最大の課題は海面における県境がほとんど決められていないことである。

国が一元的に領海・接続水域・大陸棚・排他的経済水域に係る海面を管理するのであれば問題ないが、都道府県に対して法定受託させた場合に問題が生じる。

②MSYによって求められる最大生産量は、過去の漁獲量によって算出されるもので、水温などの環境の変化、窒素やリンの増減に伴う植物プランクトン(一次生産量)や動物プランクトン(二次生産量)の増減は全く考慮されない。

いただいた御意見

③本県で漁獲される水産資源は全国の水揚げに占める割合が低いため、今後特定水産資源となった場合でも、クロマグロのような漁獲可能数量の管理ではなく、漁獲努力量の管理になるものと考えております。

④(特定水産資源の種類が増えるにつれ、漁網を使う漁業は上限枠に達した魚種の採捕を回避できず、操業事態を止めざるを得ないという事態が発生する確率が高まるのでは?)

「国は数量管理を行うにあたり都道府県の意見を聴くものとなっており、そのような事態にならないよう働きかけてまいります。」

海面のある都道府県の水産職員数の推移

	水産職員数 (人)				2005年との比較 (2005年=1.00)			
	合計	うち水産業一般	漁港	試験研究養成機関	合計	うち水産業一般	漁港	試験研究養成機関
2005	6,492	3,117	946	2,429	1.00	1.00	1.00	1.00
2006	6,328	3,022	938	2,368	0.97	0.97	0.99	0.97
2007	6,179	2,989	905	2,285	0.95	0.96	0.96	0.94
2008	6,000	2,907	883	2,210	0.92	0.93	0.93	0.91
2009	5,826	2,853	862	2,111	0.90	0.92	0.91	0.87
2010	5,466	2,825	826	1,815	0.84	0.91	0.87	0.75
2011	5,376	2,799	802	1,775	0.83	0.90	0.85	0.73
2012	5,278	2,752	810	1,716	0.81	0.88	0.86	0.71
2013	5,290	2,723	885	1,682	0.81	0.87	0.94	0.69
2014	5,334	2,730	917	1,687	0.82	0.88	0.97	0.69
2015	5,292	2,726	914	1,652	0.82	0.87	0.97	0.68
2016	5,256	2,732	910	1,614	0.81	0.88	0.96	0.66
2017	5,248	2,727	905	1,616	0.81	0.87	0.96	0.67
2018	5,226	2,736	890	1,600	0.80	0.88	0.94	0.66

資料 総務省「地方公共団体定員管理調査」

(注1)海面のある都道府県のみ集計した。

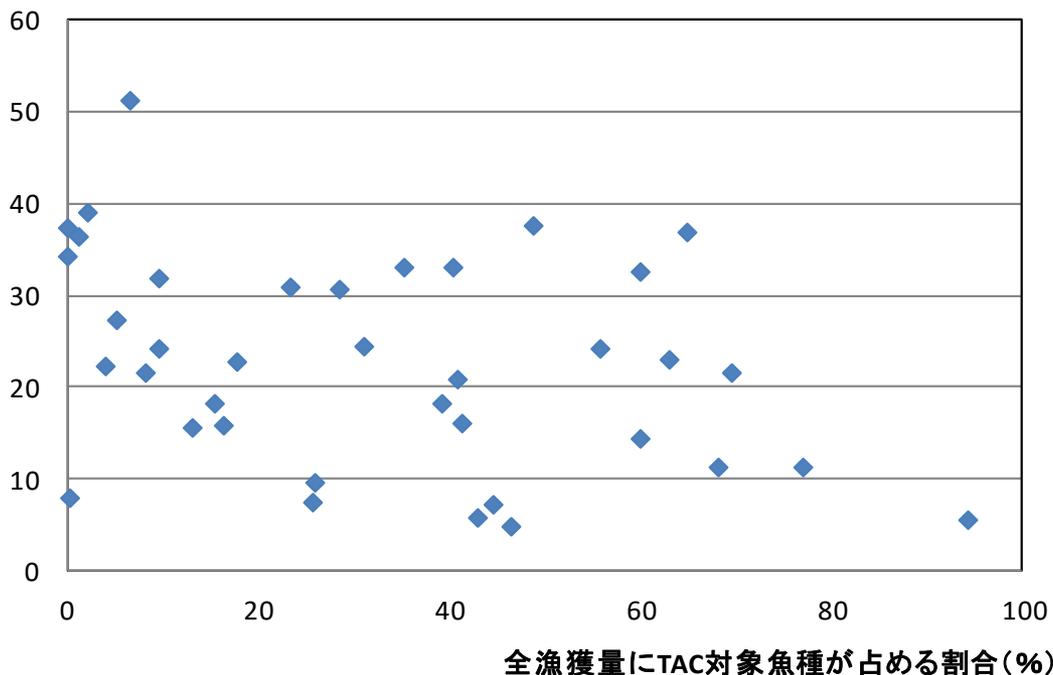
(注2)「水産業一般」とは、漁業調整取締、漁場整備、水産技術の改良普及、その他水産業に関するもので「漁港」と「試験研究養成機関」を除いたもの

「漁港」とは、漁港の整備や管理に関するもの

「試験研究養成機関」とは、水産試験場、水産加工研究所などの試験研究機関に関するもの

水産行政職員の配置(資源管理)

職員一人当
りの経営体数
(経営体)



TAC魚種の占有
率に従って職員
が配置されてい
るわけではない

(資料)総務省「地方公共団体定員管理調査」、農林水産省「漁業センサス」
(2013)、「海面漁業生産統計調査」(2018)

(注1)TAC魚種は、海面漁業生産統計調査におけるクロマグロ、マイワシ、マアジ、サ
バ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカの漁獲量の合計。TAC魚種を全
漁獲量で割った。

(注2)漁船漁業を主としている経営体は、漁業センサスにおける底びき網、船びき網、
まき網、刺網、さんま棒受網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁
業、はえ縄、釣に属する経営体の合計。

(注3)福島県を除く。